

国内主催旅行用条件書

(本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。)

1. 主催旅行契約

- この旅行は、群馬コブ観光(群馬県群馬郡群馬町菅谷20-103 群馬県知事登録旅行業第2-253号、以下「当社」といいます。)が主催する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と主催旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- 契約の内容、条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、別途出発前にお渡しする確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び当社旅行業約款主催旅行契約の部(以下「当社主催旅行約款」といいます。)によります。

2. 旅行のお申込み及び契約成立

- お申込書には所定の事項を記入し、お申込金を添えてお申し込みいただけます。お申込金は、「旅行代金」又は、「取消料」、「違約料」一部として取り扱います。
- 当社は電話、郵便、ファックス、その他の通信手段(以下「電話等」といいます。)により旅行契約の予約のお申込みを受けことがあります。この場合、当社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書とお申込金を提出していただきます。この期間内にお客様がお申込書とお申込金を提出されない場合は、お申込みはなかったものとして取り扱います。
- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。
- お申込金(お一人様)

旅行代金	お申込金(お一人様)
3万円未満	6,000円
3万円以上6万円未満	12,000円
6万円以上10万円未満	20,000円
10万円以上15万円未満	30,000円
15万円以上	旅行代金の20%

- 旅行参加に際して特別な配慮を必要とする場合には、予約お申込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。

3. お申込み条件

- 20才未満の方が単独でご参加の場合は保護者の同意が必要です。
- 特定旅行客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- 障害のある方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方などで、特別の配慮を必要とする方は、その旨旅行申込み時にお申込みください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、この場合、当社は医師の診断書を提出していただく場合があります。当社は、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のためにお申込みをお断りさせていただくか、又は同伴者の同行を条件とする場合があります。参加可否等の通知は、お申込み出から一週間以内にいたします。
- お客様がご旅行中に疾患、障害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかわる一切の費用はお客様のご負担となります。
- お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面及び最終旅行日程表

- 第2項(3)に定める契約の成立後は、本旅行条件書は、契約書面の一部となります。
- 当社は、お客様に集合時刻、場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を予め契約書面に記載した場合を除き、遅くとも旅行開始日の前日までに交付します。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に主催旅行のお申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日までに交付します。
- 当社が手配し、旅程を管理する業務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)における当該契約書面の、本項(2)における当該最終旅行日程表に記載するところに特定されます。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金の適用

- 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方は大人代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は子供代金となります。
- 旅行代金は各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。

7. お支払対象旅行代金

「お支払対象旅行代金」とは、本旅行条件書に「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計額は、第2項の「申込金」、第15項(1)の「取消料」、第15項(3)の「違約料」、及び第22項の「変更補償金」の額の算定の際の基準となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃、料金(注釈のない限りコミケツ)、宿泊費、食事代及び消費税等諸税。
- 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻はいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの 第8項のほかに旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

- 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)
- クリーニング代、電話電報料、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料
- お客様のご希望により生ずる日程にふくまれないその他の追加料金(見学科、食事代、写真代、交通費等)
- ご自宅から集合場所まで、及び解散場所からの交通費、宿泊費。

10. 旅行内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、官公署の命令など、当社の関与し得ない事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の実施をとりやめるか、又はお客様に予め速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービス内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にその事由をご説明いたします。

11. 旅行代金の変更

- 当社は利用する運送機関の適用運賃、料金が著しく経済情勢の変更等により、通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
- 第10項の事由により旅行代金を変更したことによって、旅行の実施に要する費用が増加するときは、運送、宿泊機関等が当該サービスの提供をおこなっているにもかかわらず、運送、宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによるものを除き、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

12. お客様の交待

- お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但し、この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上所定の金額の手数料とともに当社に提出していただきます。
- 本項(1)の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じます。

13. お客様による旅行契約の解除権

- お客様は第15項に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
- お客様は次の各一に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。a. 契約内容に重要な変更が行われたとき。b. 第11項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となる恐れが極めておおきとき。d. 当社がお客様に対して、別途定める期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき e. 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき。

14. 当社による旅行契約の解除及び旅行履行の中止

- お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- 次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。a. お客様が当社の予め明示した性別・年齢・資格・技能・その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。b. お客様が病氣その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。d. お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行にあっては3日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。e. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき f. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社は本項(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいはお申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また、本項(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいはお申込金)の全額を払戻し致します。

15. 取消料

- 旅行契約の成立後、お客様のご都合でお取消になる場合には、旅行代金に対してお一人様につき下記の料率で取消料を申し受けます。または、ご参加のお客様から一室ごとの利用人数の変更に對する差額代金をそれぞれ頂きます。

	取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかほぼって	1) 21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあたっては11日目)	無料
	2) 20日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあたっては10日目) / 3~6を除く	旅行代金の20%
	3) 7日目にあたる日以降の解除 / 4~6を除く	旅行代金の30%
	4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5) 当日の解除 / 6を除く	旅行代金の50%
	6) 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

- (2) 当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取消になる場合も上記取消料をお支払頂きます。
 (3) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、上記の料率で違約料をいただきます。

1.6. 旅行開始後の解除

1. お客様の解除
 (1) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しを致しません。
 (2) お客様の責に帰さない事由により契約書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係わる部分をお客様に払戻し致します。
2. 当社の解除
 (1) 次に掲げる場合において旅行開始後であっても、当社はお客様に理由を説明して旅行契約を解除することがあります。a. お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となったとき
 (2) 解除の効果及び払戻
 本項2の(1)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分の費用から、当社が当該旅行サービス提供者に支払又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻いたします。
 (3) 本項2項の(1)のa. c.により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

1.7. 旅行代金の払戻

当社は、第11項の規定により旅行代金を減額した場合又は第13項から第16項までの規定により、お客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合において、お客様に対し払戻すべき金額を生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあたっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあたっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻し致します。但し、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、それをお客様の負担とします。

1.8. 添乗員

- (1) 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービス内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
 (2) 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
 (3) 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
 (4) 個人型プランは添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要な「カゴ」類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。
 (5) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身でおこなっていただきます。

1.9. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させる者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し、損害発生から起算して2年以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。
 (2) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、一人15万円を限度として賠償いたします。
 (3) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。a. 天災地変、戦乱、暴動、又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。b. 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。c. 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。d. 自由行動中の事故。e. 食中毒。f. 盗難。g. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮

2.0. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社主催旅行契約約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けま

2.1. 特別補償

- (1) 当社は第19項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社主催旅行約款により、お客様が主催旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては、補償金及び見舞金を、または、手荷物に対する損害につきましては、損害補償金をお支払いいたします。
 (2) お客様が主催旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等の他、主催旅行に含まれない場合で自由行動中のスカイダイビング、リュージュ、ボブスレー、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、山岳登山(ピッケル等登山用具を使用するもの)ゴーカート、スノーモービル等の他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。但し、当該運動が、主催旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
 (3) 当社が本項(1)に基づく補償金支払義務と第19項に損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものと致します。
 (4) 当社の主催旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する主催旅行については、主たる主催旅行契約内容の一部として取扱います。

国内旅行傷害保険加入のすすめ
 安心してご旅行をしていただくために、お客様ご自身で保険を掛けられることをお勧めいたします。

2.2. 旅程保証

- (1) 当社は、表1左欄に上げる契約内容の重要な変更が生じた場合(但し次の1~3で規定する変更を除きます。)、旅行代金に表1右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して3日以内にお客様に支払います。但し当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

次に掲げる事由による変更の場合は、当社変更補償金を支払いません。(但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金をお支払します。)
 a. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、b. 戦乱、c. 暴動、d. 官公署の命令、e. 欠航、不通、休業等運送、宿泊機関等のサービス提供中止、f. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらないサービスの提供、g. お客様の生命又は身体への安全確保のための必要な措置
 第13項から第16項までの規定に基づいて主催旅行契約を解除した場合の当該解除された部分にかかわらず変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程から変更の場合で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」は、当社は変更補償金を支払いません。

- (2) 本項1にかかわらず、当社が1つの主催旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は旅行代金に15%を乗じて得た金額を上限とします。また、1つの主催旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額が、1,000円未満であるときは、変更補償金を支払いません。
 (3) 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金、損害賠償金の支払いに替え、これと相応の経済的理由の提供をもって補償金を行うことがあります。
 (4) 当社が本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合にはお客様は当該変更に係わる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害補償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

変更補償金の支払が必要となる変更	一件当りの率(%)	
	旅行開始日前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
1. 募集パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 募集パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地変更	1.0%	2.0%
3. 募集パンフレットに記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金へのものへの変更(変更後等級及び設備の料金の合計が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
4. 募集パンフレットに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 募集パンフレットに記載した宿泊機関の種類又は名称変更	1.0%	2.0%
6. 募集パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
7. 上記の1~6に掲げる変更のうち募集パンフレットの7-7以外中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%
注): 1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。 注): 4は6に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取扱います。 注): 7に掲げる変更については1~6の料率を適用せず、7の料率を適用します。		

2.3. 旅行条件、旅行代金の基準

この旅行条件は平成13年4月1日を基準にしております。また、旅行代金は平成13年4月1日現在の有効な運賃、規則を基準として算出しています。

2.4. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、その費用をお客様にご負担頂きます。
 (2) お客様のご便宜をはかるためにおみやげ物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入して頂きます。
 (3) 当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
 (4) この条件書に定めのない事項は別途お渡しする旅行書面など当社主催旅行約款によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にてご請求ください。

旅館・ホテル等において、お客様が酒類、料理、その他のサービス等を追加された場合は、原則として「消費税等(5%)」が課せられます。